平成２２年（フ）第５５号
栃木県芳賀郡市貝町大字多田羅1024番地４、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2034番地赤羽団地50号室
債務者　伊澤美由樹
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１号
栃木県鹿沼市睦町320番地　睦町市営住宅３号棟２号室、住民票上の住所栃木県鹿沼市睦町320番地　市営住宅３
債務者　楢原　敏夫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７号
島根県出雲市多伎町久村902番地４
債務者　柳樂　行光
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月５日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第４９号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺996番地１宝積寺ハイツＧ202、前住所栃木県宇都宮市清原台５丁目29番39号　メゾンドＫ　Ｂ―202
債務者　森岡さつき（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０号
栃木県宇都宮市西川田町1192番地34
債務者　山口依里子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1147番地　アンソレイエＥ棟203号室
債務者　伊藤　玲生
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６号
栃木県芳賀郡芳賀町大字東高橋3988番地１
債務者　山口　剛志
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９号
栃木県宇都宮市竹下町1267番地２
債務者　矢嶋　昭則
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９号
石川県七尾市山王町ソ部48番地２　みどり荘１号室松江利春方、住民票上の住所石川県七尾市矢田新町イ部６番地27
債務者　早川　　弘
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第１０３５号
岡山市北区北方２丁目５番26―７号
債務者　轟　　順子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８９８号
大阪市西区靱本町３丁目５番21号　サンフラット靱４－Ａ
債務者　大澤　弘之
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５７号
大阪府大東市南新田１丁目10番401号
債務者　松下　一郎
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６９２号
横浜市戸塚区深谷町1647番地119
債務者　吉田　一徳
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４７７号
横浜市南区井土ケ谷上町25番21―702号
債務者　本藤　うた
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５号
横浜市泉区和泉町1356番地　有限会社藤浦建設社員寮
債務者　真喜志　健
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部